安全データシート(SDS)

作成日　2011年1月7日
改定日　2025年7月9日

1. 製品及び会社情報

製品名:　**洗車機用フォーム**
会社名:　協和商工株式会社
住所:　大阪府泉大津市田中町10番7号
電話番号:　0725-21-5767
FAX番号:　0725-21-7827

製品の用途:　自動車ボディー(洗車機用)下地処理剤
整理番号:　KWS-W-004

---

2. 危険有害性の要約

国・地域情報:

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法):
・法第2条第2項、施行令第1条別表第1
・第1種指定化学物質
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩,11.0%
ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C12-15),4.0%
エチレンジアミン四酢酸塩,1.5%

労働安全衛生法:
・法第57条の1(令第18条)表示対象物質
ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C12-15)(2.0-4.0%)
・法第57条の2(令第18条)通知対象物質
ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C12-15)(2.0-4.0%)

GHS分類:

物理化学的危険性:・分類できない又は区分に該当しない

健康に対する有害性:

皮膚腐食性／刺激性	・区分2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	・区分1

環境に対する有害性:

水生環境有害性　短期(急性)	・区分2

*上記に記載がない危険有害性は、分類できない又は区分に該当しない。

GHSラベル要素:

絵表示:

		H code
注意喚起語:	・危険	
危険有害性情報:	・皮膚刺激	(H315)
	・重篤な眼の損傷	(H318)
	・水生生物に毒性	(H401)

注意書き:

〔安全対策〕

・この製品を使用する時には、適切な個人用保護具 (ゴム手袋、保護眼鏡、マスク等)及び作業衣を着用すること。
・取扱い後は、うがいをして、手、顔などをよく洗うこと。
・この製品は水生生物に対して毒性があるので、環境への放出を避けること。

〔応急措置〕

・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
・直ちに医師に連絡すること。
・皮膚に付いた場合:多量の水と石鹸で洗うこと。
・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
・眼の刺激が続く場合は、医師の診察/手当てを受けること。
・皮膚刺激が生じた場合、医師の診察/手当てを受けること。

〔保管〕

・製品の品質保護のため、0℃以下又は40℃以上になる場所には保管しないこと。
・容器は密閉し、換気の良い冷暗所で保管すること。

〔廃棄〕

・内容物及び容器の廃棄は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

---

3. 組成及び成分情報

単一物質・混合物の区分: 混合物

成分名	含有量%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR法No.	毒劇物法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(C=10-14)	11.0以下	登録済	登録済	非該当※1	30	非該当
非イオン系界面活性剤	4.0	登録済	登録済	非該当	407※2	非該当
グリコールエーテル	6.0以下	登録済	登録済	非該当	非該当	非該当
硬水安定剤	1.5	登録済	登録済	非該当	595※3	非該当
ポリ塩化アルミニウム	1.0以下	登録済	登録済	非該当	非該当	非該当
防腐剤	0.2以下	登録済	登録済	非該当	非該当	非該当
防錆剤	0.1以下	登録済	登録済	非該当	非該当	非該当
染料	微量	登録済	登録済	非該当	非該当	非該当
水	75.0以上	7732-18-5	非該当	非該当	非該当	非該当

化審法　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)官報告示整理番号

安衛法　労働安全衛生法(安衛法)第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

※1:2026年4月1日以降該当予定

PRTR法　特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善、促進に関する法律(PRTR法)対象化学物質の政令番号

※2:ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C12-15)

※3:エチレンジアミン四酢酸塩

毒劇物法　毒物及び劇物取締法の毒物及び劇物指定物質

4. 応急措置

吸入した場合:
- 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにすること。
- 呼吸の弱い場合は人工呼吸や酸素吸入を行うこと。
- 気分が戻らない時は医師の診察/手当てを受けること。
- 上記、症状がある場合は直ちに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合:
- 直ちに汚染された衣服や靴を脱ぎ、製品に触れた部分を多量の水又は石鹸で15分以上洗浄すること。
- 皮膚刺激又は手荒れや発疹・水泡などが生じた場合は、直ちに医師の診察/手当てを受けること。
- 汚染された衣服は着替え、再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合:
- 直ちに清浄で適温の緩やかな流水で15分間以上洗眼すること。
- 洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗浄する。コンタクトレンズを着用している場合は、固着していないかぎり直ちにはずし、洗浄を続けること。
- 洗浄を始めるのが遅れたり、不十分であると不可逆的な眼の障害を生ずるおそれがある。
- 医師の指示なしでは油類又は軟膏を用いてはならない。
- すぐには痛みがなく視力に影響がなくても障害が遅れて現れることがあるので、必ず医師の診察/手当てを受けること。

飲み込んだ場合:
- コップ1～2杯の水を飲ませて、ゆっくりと希釈させること。
- 無理に吐かせずに速やかに医師の手当てを受けること。
- 被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
- 子供などが飲み込んだ懸念のある場合、直ちに医師の診察/手当てを受けること。

＊いずれの場合においても直ちに医師の診察/手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤:
- 水/炭酸ガス/アルコフォーム/粉末消火剤/乾燥砂

使ってはならない消火剤:
- なし

特有の有害危険性:
- 燃焼した場合、一酸化炭素、窒素酸化物、ハロゲン化水素等の有害ガスが含まれるので、消火作業の際には煙を吸入しないように注意すること。

特有の消火方法:
- 可燃性のあるものを周囲から取除くこと。
- 関係者以外は安全な場所に退去させること。
- 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止すること。
- 消火作業は風上から行うこと。
- 消火の為の放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないように注意すること。
- 大規模火災には消火剤を使用すること。

消火を行う者の保護:
- 防災保護具を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項:
- 漏出時の処理を行う際には必ず保護具を着用すること。
- 必要に応じた換気を確保すること。
- 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止すること。
- 作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにすること。
- 風上から作業を行い、風下の人を退避させること。
- 着火した場合に備えて、消火用器材を準備すること。
- 漏出した場所はすべりやすいため注意すること。

環境に対する注意事項:
- 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意すること。
- 多量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないよう注意すること。
- 海上の場合、薬剤を用いる場合には国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

回収、中和の方法:
- 多量の場合には可能な限りせき止めし、ポンプなどで回収すること。
- 少量の場合には砂・ウエス等で吸収させ、密封容器に回収すること。
- 付着物、廃棄物は都道府県条例に基づいて処理すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:
- 使用上の注意をよく読み、用途以外に使用しないこと。
- 皮膚、眼へのばく露防止のため、長袖の作業衣を着用し、適切な保護具(ゴム手袋、保護眼鏡、マスク等)を装着すること。
- 製品のミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 製品は漏れ、あふれ、飛散しないよう注意して取扱うこと。
- シミになるので、衣服には付着しないように注意すること。
- 取扱い後にうがいをし、手、顔などをよく洗うこと。
- 換気の良い場所で使用し容器は使用毎に密栓すること。
- 目詰まりの原因になるため、他製品と混合しないこと。
- 異物が混入しないように、キャップなどを正しくセットすること。

保管

保管条件:
- 使用の都度、容器を密閉すること。
- 容器は、換気の良い冷暗所に、一定の場所を定めて保管すること。
- 製品の品質保護のため、0℃以下又は40℃以上になる場所や雨水、直射日光のあたる場所、湿気の多い場所には保管しないこと。
- 容器を横に倒して保管しないこと。
- 容器は、液が漏出しないように密栓すること。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度:

許容濃度	管理濃度 (厚生労働省)	許容濃度 (日本産業衛生学会、2009年度版)	ACGIH(2010) TWA
製剤として	記載なし	データなし	データなし
内容成分	記載なし	データなし	データなし

設備対策: ・換気設備又は局所排気設備を用いること。

保護具

呼吸器の保護具: ・防塵マスク、防毒マスク、有機溶剤用の防毒マスク等を着用すること。

手の保護具: ・耐溶剤性手袋、ゴム手袋等を着用すること。

眼の保護具: ・ゴーグル型もしくは側板付き普通眼鏡型を着用すること。

皮膚、身体の保護具: ・保護衣、保護前掛け等を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観: ・赤色液体

臭い: ・僅かに甘い臭い

融点／凝固点: ・データなし

沸点又は初留点／沸点範囲: ・データなし

可燃性: ・データなし

爆発下限界及び上限界／可燃限界: ・データなし

引火点: ・なし

自然発火温度: ・データなし

分解温度: ・データなし

pH: ・約6.1(20℃)

動粘性率: ・データなし

溶解度: ・水に易溶

n-オクタノール／水分配係数: ・データなし

蒸気圧: ・データなし

密度及び／又は相対密度: ・1.02(20℃)

相対ガス密度: ・データなし

粒子特性: ・データなし

10.安定性及び反応性

安定性: ・通常の使用下では安定である。

危険有害可能性: ・知見なし

避けるべき条件: ・知見なし

混触危険物質: ・知見なし

危険有害な分解生成物: ・燃焼により一酸化炭素、窒素酸化物、ハロゲン化水素等を発生する可能性がある。

その他: ・製品の分離、品質(性能)が劣化してしまうため、他製品との混合はしないこと。

11.有害性情報

急性毒性(経口):	・区分に該当しない	>2,000mg/kg(ATEmix)
急性毒性(経皮):	・区分に該当しない	>2,000mg/kg(ATEmix)
急性毒性(吸入/蒸気):	・分類できない	データ不足
皮膚腐食性/刺激性:	・区分2	皮膚区分2≧10%
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:	・区分1	眼区分1≧3%
呼吸器感作性:	・分類できない	データ不足
皮膚感作性:	・分類できない	データ不足
変異原性(生殖細胞変異原性):	・分類できない	データ不足
発がん性:	・分類できない	データ不足
生殖毒性:	・分類できない	データ不足
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	・分類できない	データ不足
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	・分類できない	データ不足
誤えん有害性:	・分類できない	データ不足

12.環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性):	・区分2	急性区分2≧25%
水生環境有害性 長期(慢性):	・分類できない	データ不足
オゾン層への有害性:	・分類できない	対象物質を含まない

13.廃棄上の注意

残余廃棄物:
- ・都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者や、収集運搬業者と委託契約して処理すること。
- ・取扱いについては、「7.取扱い及び保管上の注意」を参照のこと。

汚染容器および包装:
- ・内容物を完全に除去した後、法規に従い産業廃棄物処理業者等に処分を委託すること。

14.輸送上の注意

国内規制

陸上規制情報:
- ・労働安全衛生法、消防法等に定められている輸送方法に従うこと。

海上規制情報:
- ・船舶安全法に定められている輸送方法に従うこと。

航空規制情報:
- ・航空法に定められている輸送方法に従うこと。

特別の安全対策:
- ・運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。
- ・直射日光を避けること。
- ・横積み厳禁
- ・水濡れ厳禁
- ・夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接置かないこと。
- ・輸送容器は衝撃を与えないように、ていねいに取扱うこと。
- ・転倒させたり、衝突させたりしないこと。

国際規制
国連番号: ・非該当
国連分類: ・非該当
容器等級: ・非該当

15.適用法令

消防法: ・非該当

労働安全衛生法: ・法第57条の1(令第18条)表示対象物質
ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C12-15)(2.0-4.0%)
エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム(1.0-1.5%) 2026年4月1日以降該当
3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール(3.0%-7.0%) 2026年4月1日以降該当
ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩(1.0-5.0%)
2026年4月1日以降該当
デシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩(1.0-5.0%)
2026年4月1日以降該当
ウンデシルベンゼンスルホン酸並びにそのアンモニウム塩及びナトリウム塩
(1.0-5.0%) 2026年4月1日以降該当
トリデシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩(1.0-5.0%)
2026年4月1日以降該当
・法第57条の2(令第18条)通知対象物質
ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C12-15)(2.0-4.0%)
エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム(1.0-1.5%) 2026年4月1日以降該当
3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール(3.0%-7.0%) 2026年4月1日以降該当
ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩(1.0-5.0%)
2026年4月1日以降該当
デシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩(1.0-5.0%)
2026年4月1日以降該当
ウンデシルベンゼンスルホン酸並びにそのアンモニウム塩及びナトリウム塩
(1.0-5.0%) 2026年4月1日以降該当
トリデシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩(1.0-5.0%)
2026年4月1日以降該当

化学物質排出把握管理
促進法(PRTR法): ・法第2条第2項、施行令第1条別表第1
第1種指定化学物質
管理番号30:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩,11.0%
管理番号407:ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C12-15),4.0%
管理番号595:エチレンジアミン四酢酸塩,1.5%

毒物及び劇物取締法: ・非該当
化審法: ・規制されない
船舶安全法: ・非該当
海洋汚染防止法: ・非該当
航空法: ・非該当

16.その他の情報

・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)の含有率は、混合物のため、含有の可能性のある最大値を掲載しております。

参考文献

1. 国連GHS文書 改定6版 (2015)
2. JIS Z 7252:2019 「GHSに基づく化学物質等の分類方法」
3. JIS Z 7253:2019 「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
4. 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)公開データ
5. 弊社入手の安全データシート及び入手資料

＊注意

安全データシートは危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者に提供されるものです。取扱う事業者はこれを参考とし、自らの責任において個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。